

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解(担当省庁の見解記入欄)							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策を含む)
さがみロボット産業特区	薬事法未承認医療機器の臨床研究への提供に係る規制の緩和	3025	治験に至らないロボット関連技術を用いた医療機器の開発段階で、企業側からの提案に基づいて、医師協力の下、未承認医療機器を用いた臨床研究を行うことを可能とする。 なお、不適切な臨床研究とならないよう、行政への届出や報告などを義務付け、地域協議会で選考することとする。	医療ロボットの実用化・普及を大きく前進させるためには、優れたシーズを持つ企業等が臨床研究の主体となることにより、製品化を意識した研究を可能とする必要がある。 しかし、臨床研究への薬事法未承認医療機器の提供は、医師等が主体的に臨床研究を実施する場合にしか認められていないため、企業によるロボット関連技術を用いた医療機器の開発が進まない。	薬事法第14条第1項 H22.3.31薬食発0331第7号(厚生労働省医薬食品局長通知)「3 未承認医療機器の提供等に薬事法が適用されない場合の妥当な臨床研究の範囲の考え方」	1回目	厚生労働省	医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 医療機器審査管理室	薬事法第14条第1項 H22.3.31薬食発0331第7号(厚生労働省医薬食品局長通知)「3 未承認医療機器の提供等に薬事法が適用されない場合の妥当な臨床研究の範囲の考え方」	D	-	-	-	現状では、具体的な製品を対象とした特区申請ではなく、今後、開発する製品は、介護用品又は医療機器に該当するものと思われる。今後の開発においては、(独)医薬品医療機器総合機構が実施している薬事戦略相談事業を活用することや未承認医療機器の提供等についても個別に御相談いただくことが早期の実用化に資するものであると考えている。
						2回目	厚生労働省	医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 医療機器審査管理室	薬事法第14条第1項 H22.3.31薬食発0331第7号(厚生労働省医薬食品局長通知)「3 未承認医療機器の提供等に薬事法が適用されない場合の妥当な臨床研究の範囲の考え方」	D	-	-	-	医師と企業が共同で実施する臨床研究において、被験者に生じた健康被害の補償を企業が行うことは可能である。また、機器等の開発における医療機関に対する情報提供においては、機器等の目的によって適用される法令等が異なるが、機器の開発企業と医師等のマッチングにおける意見交換において、機器の性能について議論することは、直ちに薬事法に抵触するものではないと考えている。こうした解釈や、医療機器に分類される可能性のあるものを開発する場合には、厚生労働省や(独)医薬品医療機器総合機構等で相談・調整に応じていくこととした。
さがみロボット産業特区	医療機器製造販売承認までの期間の短縮	3026	ロボット関連技術を用いた未承認医療機器の治験前の臨床研究データを承認申請に活用できるようにすることで、臨床研究データ取得にかかる期間を短縮する。 なお、対象は地域協議会が認めるものに限り、また、ご意見いただいた「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」の基準を満たすことが必要とすることについては、医療機器承認申請に活用する治験前の臨床研究データは、当該省令に準拠して収集されたデータとする。 (独)医薬品医療機器総合機構では、革新的な医療機器等の創出に向け、薬事戦略相談を実施しているが、併せて治験前の臨床研究のデータを承認申請に活用できればより効果的である。	医療ロボットの実用化を促進するためには、臨床研究データ取得にかかる期間を短縮することにより、医療分野でのロボット開発を促進する必要がある。 しかし、医療機器製造販売の承認申請に使用できるデータは、薬事法の治験によるものしか認められないため、治験前に実施した臨床研究のデータを活用できない。承認申請のためには、治験として、治験前に実施した臨床研究を再度実施し、データを収集する必要があるため、承認申請までの期間が長期化している。	薬事法第2条第16項 薬事法第14条第3項 薬事法施行規則第43条 薬事法第80条の2第2項 薬事法施行規則第40条第5号 医療機器の臨床研究の実施の基準に関する省令	1回目	厚生労働省	厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室	薬事法第2条第16項 薬事法第14条第3項 薬事法施行規則第43条 薬事法第80条の2第2項 薬事法施行規則第40条第5号 医療機器の臨床研究の実施の基準に関する省令	D	-	-	臨床試験は、適切に行われなかった場合に、臨床試験の被験者や承認された後の当該医薬品・医療機器の安全性等に支障をきたすため、規制を設けている。 具体的には、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)において、試験結果の信頼性確保や被験者の安全の確保など、適切な治験実施のために必要な事項を規定しており、これは国際基準にも準拠しているものである。	医療機器を開発する場合、有効性・安全性が評価可能で、信頼性が担保されたデータが必要になるが、承認申請に当たって必要なデータについては、早期の段階で(独)医薬品医療機器総合機構が実施している薬事戦略相談事業等の相談事業を活用することで、具体的に必要な試験等が明らかになり、迅速な開発に資するものになると考えている。
						2回目	厚生労働省	厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室	薬事法第2条第16項 薬事法第14条第3項 薬事法施行規則第43条 薬事法第80条の2第2項 薬事法施行規則第40条第5号 医療機器の臨床研究の実施の基準に関する省令	D	-	-	・医療機器の承認申請に当たっては、治験による臨床データ(医療機器GCPに基づくデータ)のほか、日本と同等の海外のGCP基準に沿った臨床データを受け入れているなど、個別の品目の状況に応じて受け入れ可能な場合がある。 ・また、医療機器の開発経験のない企業であれば、開発ステージに応じて様々な疑問が生じるものの、それをどのように相談すべきか対応に苦慮する事例もある。したがって、臨床データの承認申請への活用も含む開発時の相談について、厚生労働省宛てに問い合わせがあれば、対応可能な相談先を紹介するなど自治体や企業が相談を行いやすい対応をとることとした。	
さがみロボット産業特区	医療機器の製造販売承認に係る優先審査の実施	3027	ロボット関連技術を用いた医療機器に、(独)医薬品医療機器総合機構の優先審査を実施する。 なお、特区内の取組みから創出された医療機器について、無条件に優先審査を求めているのではなく、本来の制度の趣旨に大きな影響を与えないよう、対象を地域協議会で厳選して認めたものに限定することとする。	医療ロボットの実用化・普及を促進するためには、医療機器の製造販売承認までの期間を短縮する必要がある。 しかし、医療機器を製造販売するには、(独)医薬品医療機器総合機構の審査を受け、厚生労働大臣の承認を得なければならず、審査には長期間を要している。	薬事法第14条第7項 薬事法第77条の2 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律の施行について(平成5年8月25日付け厚生省薬務局長通知薬発第725号) 優先審査等の取扱いについて(平成23年9月1日付け薬食審査発第0901第1号)	1回目	厚生労働省	厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室	薬事法第14条第7項 薬事法第77条の2 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律の施行について(平成5年8月25日付け厚生省薬務局長通知薬発第725号) 優先審査等の取扱いについて(平成23年9月1日付け薬食審査発第0901第1号)	D	-	-	薬事法第14条第7項の規定に基づく医療機器の優先審査制度は、承認申請された医療機器が、①希少疾病用医療機器、②その他の医療上特に必要性が高いと認められるものに該当する場合に、当該医療機器について迅速に審査・上市させるべき必要性があるものとして、他の医療機器の審査に優先して審査を行うものである。なお、上記②の「その他の医療上特に必要性が高いと認められるもの」とは、次のいずれの要件にも該当するものとされている。ア 適応疾病が重篤であると認められることイ 既存の医療機器又は治療方法と比較して、明らかに優れていると認められること。	ご提案のように、特区内で優先順位をつけたとしても、特区内の取組みから創出された医療機器について無条件で優先審査の対象とすることは、承認審査を行う(独)医薬品医療機器総合機構の限られた審査人員等を動員すると、他の通常の品目の審査に遅れを生じさせるほか、必要性の高い医療機器が迅速に承認等されなくなるなど、かえって制度の趣旨を損なうこととなるため困難であるが、②の要件に該当するような医療機器の開発に努められることにより、優先審査の指定を受けることが可能である。
						2回目	厚生労働省	厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室	薬事法第14条第7項 薬事法第77条の2 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律の施行について(平成5年8月25日付け厚生省薬務局長通知薬発第725号) 優先審査等の取扱いについて(平成23年9月1日付け薬食審査発第0901第1号)	D	-	-	・優先審査に関しては添付資料にある通知のとおり、(1)適応疾病の重篤性、(2)医療上の有用性を総合的に評価して適用の可否を決定している。 ・優先審査の基準の見直しを行うことは予定しておらず、提案にあるような国の補助事業を活用して取り組む特区事業であっても、上記の基準に合致していなければ優先審査を行うことは困難。 ・また、優先審査の目的から考えても、地域産業の活性化を理由に、優先審査の範囲を拡大することはできない。 ・一方で、日本再興戦略にもあるとおり、審査ラグの解消を目指し、審査の質の向上に必要な(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制強化を推進している。また、薬事法等の一部改正により医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大を行うことで、PMDAは革新的な医療機器の審査に重点化することができ、結果として審査迅速化が可能になる。このような医療機器全体の審査迅速化の取組は、自治体が要望している方向性と同様であると認識している。	

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
さがみロボット 産業特区	薬事法未承認 医療機器の臨 床研究への提 供に係る規制 の緩和	3025	c	(独)医薬品医療機器総合機構の薬事戦略相談事業の活用や個別の相談を行うことで対応可能との見解が示されているが、厚生労働省監視指導・麻薬対策課が作成した「『臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について』に関する質疑応答集」によれば、臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の補償のための措置は医師等が講ずることとなっているなど、制度的に企業提案に基づく臨床研究は認められておらず、担当省庁が提示した見解は、本県提案への有効な解決策とはならない。また、具体的な製品を対象とした特区申請ではないとの指摘であるが、総合特区における「国と地方の協議会」は法令等の改正を議論するものであることを踏まえ、「さがみロボット産業特区」の意義・効果に鑑み、具体的な製品を対象とした検討ではなく、制度全体のあり方を見直す観点からご検討いただきたい。なお、今後開発する個別製品が介護用品に該当する可能性も承知しているが、本件提案は、あくまでも医療機器に該当する場合の規制緩和を求めるものである。	厚生労働省より要望は実現可能との見解が示されているが、自治体は、制度的に企業提案に基づく臨床研究が認められていないことを理由に、要望の実現は不可能と判断している。厚生労働省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は企業や医師の臨床研究への関与等について、要望の具体化を図ること。	
			d	医師と企業が共同で実施する臨床研究において、健康被害の補償を企業がすることも可能である旨や、企業と医師等のマッチングが直ちに薬事法に抵触するものではない旨が確認できるとともに、厚生労働省等における相談・調整体制が設けられることとなったため、まずは厚生労働省と県の協力関係の中で取組を促進していくこととし、本件規制緩和については協議を見送ることとしたい。なお、具体的な案件について今後早い段階から相談、調整させていただき、引き続き御協力をお願いしたい。	厚生労働省より要望は実現可能との見解が示され、自治体が協議の継続を見送ることとしていることから、協議を終了する。自治体は、厚生労働省と協力して取組を促進していくものとし、取組が実現できないことが判明した場合は、厚生労働省と改めて協議を行うこととする。	iii
さがみロボット 産業特区	医療機器製造 販売承認まで の期間の短縮	3026	c	医療機器に該当するロボットの承認申請に必要なデータについては、(独)医薬品医療機器総合機構の薬事戦略相談等を活用し、開発早期の段階で相談することで迅速な開発に資するとの見解が示されているが、現実的にどの程度の有効性があるか確認するため、本県から(独)医薬品医療機器総合機構に確認したところ、治験前の臨床研究のデータの承認申請への活用が認められた事例はなく、担当省庁が提示した見解は、本県提案への有効な解決策とはならない。また、他の特区での「国と地方の協議」においては、治験以外の臨床研究から得られたデータを薬事承認の審査に活用するには、ICH-GCPIに準拠した手続きでは不足し、個別の臨床研究ごとに「質の担保」を図る必要があるとされているが、その必要性については、これまで十分説明されていない。ICH-GCPIに準拠した手続きでは不足する点を明確にしていきたい。	厚生労働省より要望は実現可能との見解が示されているが、自治体は、治験前の臨床研究のデータの承認申請への活用が認められた事例がないこと、ICH-GCPIに準拠した手続きで不足する点が明確でないことを理由に、要望の実現は不可能と判断している。厚生労働省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は医療機器の有効性・安全性の評価や信頼性の担保に対する見解を明確にすること。	
			d	治験による臨床データ以外のデータであっても、個別の品目の状況に応じて受け入れ可能な場合がある旨が確認できるとともに、厚生労働省等における相談・調整体制が設けられることとなったため、まずは厚生労働省と県の協力関係の中で医療ロボットの開発を促進していくこととし、本件規制緩和については協議を見送ることとしたい。なお、具体的な案件について今後早い段階から相談、調整させていただき、引き続き御協力をお願いしたい。	自治体の要望は実現可能となったため協議を終了する。自治体は取組の実現に向けて厚生労働省と相談・調整を行っていくこと。ただし、取組が実現できないことが判明した場合は、厚生労働省と改めて協議を行うこととする。	iii
さがみロボット 産業特区	医療機器の製 造販売承認に 係る優先審査 の実施	3027	c	「医療上特に必要性が高いと認められるもの」に該当する医療機器の開発に努めることで優先審査の指定を受けることが可能との見解が示されているが、本特区では当該要件に限定すること自体の見直しを求めたものであり、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることを踏まえ、地域協議会で厳選し、必要性が高いと認めたロボットについては優先審査の対象とするようご検討いただきたい。ただし(独)医薬品医療機器総合機構の組織強化など昨今の政府の方針は本県の提案趣旨に合致することから、その実施状況、効果について注視していく。	厚生労働省より要望は実現可能との見解が示されているが、自治体は、優先審査の要件自体が見直されないとを理由に、要望の実現は不可能と判断している。自治体は、現行の優先審査の要件で問題となる点を、具体的に提示すること。また、厚生労働省は優先審査が認められる具体的な事例の例示に努めること。	
			d	本県提案と同様の方向性で取組を推進しているとのことであり、当面は国の取組を注視していくこととしたい。本特区の提案をはじめとして、地域で審査迅速化のニーズが高まっている現状を踏まえた取組をお願いしたい。	厚生労働省より要望は実現可能との見解が示され、自治体が当面国の取組を注視するとしていることから、協議を終了する。厚生労働省は、引き続き審査ラグの解消と、(独)医薬品医療機器総合機構の体制強化を推進すること。ただし、自治体の取組が実現できないことが判明した場合は、厚生労働省と改めて協議を行うこととする。	iii

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解(担当省庁の見解記入欄)							
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
さがみロボット産業特区	電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和	3028	超広帯域(UWB)無線システムで利用できる周波数帯の拡大(4.8GHz~7.25GHz)及び場所の拡大(屋外も可)。 なお、実験場所を他の無線システムを使用している地域から十分離れた地域に限定すること等により電波干渉を軽減することとする。 また、対象は地域協議会が認めたものに限定する。	災害救援用ロボットの開発・実用化を促進するためには、利用できる周波数帯・場所を拡大し、がれき埋没被災者探索用レーザーの実証実験を充実させる必要がある。 しかし、電波法に基づく無線設備規則第49条の27により超広帯域(UWB)無線システムで利用できる周波数帯や場所が制限されているため、ロボットの実証実験を効果的に行うことができない。	無線設備規則第49条の27	1回目	総務省	総務省 移動通信課	電波法第38条及び第56条 無線設備規則第49条の27	E	—	—	電波法第56条により、無線局は他の無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用することとされている。また、同法第38条により、無線設備は他の無線システムとの共存を図るため、総務省令で定める技術基準に適合することとされている。	UWB無線システムを電波法で規定されていない周波数や規定値を超える送信電力出力で利用した場合、UWB無線システムの電波が他無線局に影響を及ぼし、その円滑な運用を妨げることとなる。また、UWB無線システムからの影響を受ける無線局には移動して運用されるものもあり、仮にUWB無線システムの利用場所を限定した場合であっても、影響を受ける無線局が当該場所に近接することがあり得ることから、場所の限定によって他無線局への影響を回避することは困難である。 以上より、UWB無線システムの利用できる周波数帯の拡大及び場所の拡大については、現在の制限を緩和することは不適当と考える。なお、本提案については、現在、検討中となっている使用周波数帯及び送信電力出力等を明確化し、当該周波数帯を利用する他の無線システムの運用を阻害しないことを確認した上で実験試験局の免許を受けることにより実証実験の実施が可能である。
						2回目			D			「さがみロボット産業特区」での取組について、実験試験局による実証実験が可能となるよう、今後、神奈川県より、使用周波数、電波出力及び使用予定場所並びに混信回避のための諸方策(シールド等)に関する情報提供を受け、総務省において電波利用可能な条件等について事前検討を行う。また実験試験局の免許を受けることにより、屋外での実証実験も可能である。		
さがみロボット産業特区	電波出力の上限引上げ	3029	免許を要しない無線局(特定小電力無線局)が使用できる空中線電力の上限を引き上げる。 なお、住宅外における空中線電力が従来の規制を上まわることのないような措置をとることを前提とする。 また、対象は地域協議会が認めたものに限定する。	集合住宅等における高齢者の見守りロボットの開発・実用化を促進するためには、電波出力の上限を引き上げることにより、実証実験を充実させる必要がある。 しかし、免許を要しない無線局(特定小電力無線局)は空中線電力の上限が定められており、屋内など遮蔽物がある場合、操作対象のロボットまで電波が届かないことから、ロボットの実証実験を効果的に行うことができない。	電波法第6条第4項第2号	1回目	総務省	総務省 移動通信課	電波法第4条 電波法施行規則第6条	E	—	—	電波法第4条において、無線局の免許を要しない無線局は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用することができるものとされており、電波法施行規則第6条で無線免許を要しない無線局が他の無線局に混信等を与えず円滑に運用できるように空中線電力の上限を規定している。	要望のとおり無線局免許を要しない無線局(特定小電力無線局)が使用できる空中線電力の上限を引き上げた場合、混信等の影響を及ぼす範囲が広がるため、特区要望地区内や近隣地域の一般ユーザーが使用する無線システムに混信等を与えて円滑な利用を阻害する恐れがある。 また、免許を要しない無線局は使用者や使用場所等を特定することは不可能であるため、個別に混信等の対策を講じることは困難であることから、本件提案を実施することは一般ユーザーに影響を及ぼす可能性があるため不適当と考える。 なお、将来的に開発しようとする機器の全国的な実用化を目指すのであれば、他の無線システムへの影響を考慮した既存の規制の範囲内で開発することが適当と考えられる。
						2回目			D			「さがみロボット産業特区」での取組について、実験試験局による実証実験が可能となるよう、今後、神奈川県より、使用周波数、電波出力及び使用予定場所並びに混信回避のための諸方策(シールド等)に関する情報提供を受け、総務省において電波利用可能な条件等について事前検討を行う。 同検討結果をもとに、神奈川県及び総務省間にて電波利用条件を詰めていき、実験試験局免許までの審査期間の短縮を目指す。		
さがみロボット産業特区	電波法に係る手続きの簡略化	3030	特定実験試験局に準じた手続きとし、予備免許と落成検査を省略することで手続き完了までの期間を1~2週間に短縮する。 なお、使用する無線設備は小規模なもので、性能について事前に検査できるものに限る。 また、対象は地域協議会が認めたものに限定する。	遠隔操作を行うロボットの開発・実用化を促進するためには、電波法の手続きを簡略化することにより、実証実験を促進する必要がある。 しかし、電波を利用した実験を行う際の免許手続きについては、手続き完了まで1~2ヶ月かかり、機動的な実証実験の実施が妨げられている。	電波法 無線局免許手続規則	1回目	総務省	総務省・電波政策課	電波法第15条 無線局免許手続規則第15条の6	E	—	—	電波法第15条において、再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局等の免許について申請書類の記載、予備免許等の手続等を省略することができることが規定されており、無線局免許手続規則第15条の6において、特定実験試験局に係る予備免許、落成検査及び免許拒否の手続の省略が規定されている。	要望のとおり予備免許及び落成検査を省略した場合、特区要望地区内や近隣地域の一般ユーザーが使用する無線システムに混信等を与えていない等を確認できないため、当該無線システムの円滑な利用を阻害するおそれがある。 代替措置としては、電波秩序上支障のない周波数、空中線電力等の範囲をあらかじめ公示している特定実験試験局とすることが考えられるが、現時点で本特区において使用する周波数、空中線電力等が決まっておらず、当該範囲内に収まっているかについて確認できないため、代替措置として提示することができない。
						2回目			D			実験試験局の免許申請に際して、既設の無線局等の運用に支障を与えないことの確認結果の提出等総務省と神奈川県との協力関係の中で効率的な審査を行い、審査期間の短縮を図る。		
さがみロボット産業特区	道路交通法などでの公道実験の制限の緩和	3031	同様の使用許可申請を繰り返し行う必要がある場合は、届出で済むように、道路使用手続きを簡略化する。 当初の許可条件を逸脱しない範囲に限定して、2回目以降(当初許可から6ヶ月を上限とする)を届出としても、通行上の安全への支障はきたさない。 なお、当初の許可条件として、その後の届出にあっても、所轄の警察署長は使用状況を把握し、必要な指示を与えることができる。とすることも可能であると考ええる。また、すべてのケースを届出で済ませることは難しいかもしれないが、通常の交通量等の状況を踏まえて届出で済むようにできるケースもあると考ええる。	公道などを走行するロボットの実用化・普及を促進するためには、道路使用の手続きを簡略化することで、公道でのロボットの実証実験が柔軟に効率よく実施できるようにし、開発期間を短縮する必要がある。 しかし、道路交通法第77条第1項により、ロボットの公道実験は実証実験と改良を繰り返すたびに許可申請を行わなければならない。臨機応変な実験が行えない。	道路交通法第77条第1項	1回目	警察庁	交通企画課 交通規制課	道路交通法第77条	C	—	—	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものについて、一定の要件の下に道路の使用を許可するもの。	御提案については、実務者レベルの打合せにおいて「道路使用許可を届出制とすることについては、変化する道路交通状況等への調整機能に懸念があるため対応は困難であるが、道路使用許可手続きの円滑化については、詳細な実験内容等についての情報を共有する等緊密な連携を図ることにより協力可能である。」との結論に至ったものと認識しております。

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
さがみロボッ ト産業特区	電波法の利用 できる周波数帯 や利用場所の 規制の緩和	3028	c	実験試験局の免許を受けることにより実証実験の実施が可能であるとの見解が示されているが、がれきを利用した実験を希望している3.4~4.8GHz、7.25~10.25GHzの周波数帯のUWB無線システムでは、現状、屋外での利用が認められていないため、実験試験局が認められる可能性は少なく現実的な代替案ではない。本来は屋外での実証を認めていただきたいが、最低でも、実験用のがれきをシールド材のシートで覆うなど、外に電波が漏れない工夫をすることで、屋外での実験を屋内相当として認めるようご検討いただきたい。	総務省より対応しないとの見解が示されているが、自治体は外に電波が漏れない工夫をする代替案により、実現可能と判断しており、総務省は自治体の示した代替案について、別途速やかに協議を行うこと。 また、自治体は、当該周波数帯を利用する他の無線システムの運用を阻害しないことを確認した上で実験試験局の免許を受けることにより、提案にある屋外での実証実験の実施も可能であるとの総務省の見解を踏まえ、使用周波数帯及び送信電力出力並びに外に電波が漏れない工夫等について明確化を図ること。	
			d	まずは省庁見解のとおり、実験試験局の免許を受け、屋外での実証実験を行っていくこととし、周波数帯や利用場所の規制の緩和については協議を見送ることとした。 なお、実証実験の実施後は、当該実証実験に係る検討内容や実施結果を活用することにより、他の案件に係る実験試験局の免許手続を円滑化できるよう、引き続き御協力をお願いしたい。	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。自治体は取組の実現に向けて実験試験局の免許申請を進めること。ただし、取組が実現できないことが判明した場合は、総務省と改めて協議を行うこととする。	iii
さがみロボッ ト産業特区	電波出力の上 限引上げ	3029	c	一般ユーザーに混信等の影響を及ぼす可能性があるため不適当との見解であるが、その影響の程度を具体的に確認させていただき、技術的な対応が可能か否か判断の上、可能であれば特区の取組として実証実験等を行いたいので、必要な情報をご提供いただきたい。	総務省より、他無線システムへの影響を回避する具体的方策が示されていないため、対応できないとの見解が示されているが、自治体は必要な情報が不足していることを理由に代替案を検討することができないとしている。双方とも提案の実現のために支障となる問題点や必要となる条件等について引き続き検討すること。	
			d	まずは省庁見解のとおり、実験試験局の免許を受け、特定小電力無線局の出力上限を超える電波での実証実験を行っていくこととし、出力上限自体を引き上げる規制の緩和については協議を見送ることとした。 なお、実証実験の実施後は、当該実証実験に係る検討内容や実施結果を活用することにより、他の案件に係る実験試験局の免許手続を円滑化できるよう、引き続き御協力をお願いしたい。	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。自治体は取組の実現に向けて実験試験局の免許申請を進めること。ただし、取組が実現できないことが判明した場合は、総務省と改めて協議を行うこととする。	iii
さがみロボッ ト産業特区	電波法に係る 手続きの簡略 化	3030	c	実験試験局の免許手続きについては、落成試験を省略した場合に近隣地域の他の無線システムに混信を与えていないことの確認ができず、円滑な無線システムの利用を阻害するとの見解であるが、その影響の程度を具体的に確認させていただき、技術的な対応が可能か否か判断の上、可能であれば特区の取組に係る実験試験局の免許手続きの簡素化につなげたいので、必要な情報をご提供いただきたい。	総務省より使用する周波数等を自治体が決めていないので対応できないとの見解が示されているが、自治体は必要な情報が不足していることを理由に代替案を検討することができないとしている。双方とも提案の実現のために支障となる問題点や必要となる条件等について引き続き検討すること。	
			a	本県提案の趣旨を汲んで、審査期間の短縮を図る旨が示されたため了解とし、今後、免許取得に向けた具体の調整を進めさせていただきたい。	総務省より現行法令で対応可能との見解が示され、自治体が了解していることから、協議を終了する。	iii
さがみロボッ ト産業特区	道路交通法な どでの公道実 験の制限の緩 和	3031	d	道路使用許可期間の延長など手続きの円滑化の方策については、現在、県警察本部と調整をしているところである。県警察本部は、本県が提案している最長許可日数を設定・明示することについて了解しており、特区の取組であることに対して必要な配慮をするとの見解であるため、県警察本部との調整を進めていくこととし、春協議での担当省庁との協議については見送ることとした。	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。自治体は取組の実現に向けて県警察本部との調整を進めること。ただし、取組が実現できないことが判明した場合は、警察庁と改めて協議を行うこととする。	iii

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
さがみロボッ ト産業特区	農地転用に係 る権限移譲	3034	<p>当該転用許可について都道府県知事に権限を移譲する。</p> <p>なお、省庁意見では、優良農地の維持・保全や有効利用の重要性、農地の確保と有効利用の必要性などから「国の関与が必要」とされているが、当該事務は法令(法律、政・省令)に規定された基準により運用されており、権限移譲等により、優良農地の確保等に支障が生ずる余地は少なく、また、都道府県知事は、現状でも2ha以下の農地については大臣の協議不要で転用許可を行っており、適正な判断は可能である。</p>	<p>生活支援ロボットの実用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やし実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の時間的コストを低減し、企業立地を進める必要がある。</p> <p>しかし、農地法第4条又は第5条により農林水産大臣が許可権限を有する4ha超の農地転用について、大臣・知事の双方が関与することから手続きに時間を要する。</p>	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文	E	—	—	<p>農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。</p> <p>また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。</p> <p>このため、規模の大きな農地の転用については、国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)を必要としている。</p>	<p>農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は一部都道府県内では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務である。規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺の無秩序な開発を招くおそれがあるなど、優良農地の確保を図る上での影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要である。</p> <p>なお、自治体の提案の趣旨は、時間的コストの低減とすることであるが、農地転用許可事務については、標準的な事務処理期間を、国も都道府県も同じ6週間と定めており、時間的コストに差はない。</p>	
									E	—	—			<p>特定保留地区は、市街地整備の見通しが具体化するまで市街化区域の編入を保留しなければならない区域。市街地整備を行うことができないこととなれば、編入されない区域であり、都市計画法上の位置付けがなく、その他の市街化調整区域内の土地と取扱いが変わらない。なお、市街地整備等の事業が具体化した地区について、市街化区域に編入された場合、農業委員会への届出で農地転用が可能となる。</p> <p>農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、検討を加えることとされていることを踏まえて、検討することが必要。</p>
さがみロボッ ト産業特区	農地転用に係 る国の関与の 廃止	3035	<p>当該協議を廃止する。</p> <p>なお、省庁意見では、優良農地の維持・保全や有効利用の重要性、農地の確保と有効利用の必要性などから「国の関与が必要」とされているが、当該事務は法令(法律、政・省令)に規定された基準により運用されており、権限移譲等により、優良農地の確保等に支障が生ずる余地は少なく、また、都道府県知事は、現状でも2ha以下の農地については大臣の協議不要で転用許可を行っており、適正な判断は可能である。</p>	<p>生活支援ロボットの実用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やし実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の時間的コストを低減し、企業立地を進める必要がある。</p> <p>しかし、農地法第4条又は第5条により都道府県知事の権限である農地転用のうち、4ha以下2ha超のものについて、農林水産大臣との協議が必要とされているため手続きに時間を要する。</p>	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文 農地法附則(昭和27年7月15日)第2項	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文 農地法附則(昭和27年7月15日)第2項	E	—	—	<p>農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。</p> <p>また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。</p> <p>このため、規模の大きな農地の転用については、国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)を必要としている。</p>	<p>農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は一部都道府県内では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務である。規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺の無秩序な開発を招くおそれがあるなど、優良農地の確保を図る上での影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要である。</p> <p>なお、自治体の提案の趣旨は、時間的コストの低減とすることであるが、農地転用許可事務については、標準的な事務処理期間を、国も都道府県も同じ6週間と定めており、時間的コストに差はない。</p>	
									E	—	—			<p>特定保留地区は、市街地整備の見通しが具体化するまで市街化区域の編入を保留しなければならない区域。市街地整備を行うことができないこととなれば、編入されない区域であり、都市計画法上の位置付けがなく、その他の市街化調整区域内の土地と取扱いが変わらない。なお、市街地整備等の事業が具体化した地区について、市街化区域に編入された場合、農業委員会への届出で農地転用が可能となる。</p> <p>農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、検討を加えることとされていることを踏まえて、検討することが必要。</p>

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答		内閣府整理
			対応	理由等	内閣府コメント
			<p>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】</p>		<p>【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】</p>
さがみロボット産業特区	農地転用に係る権限移譲	3034	C	<p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告においては、「農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する。都道府県の許可権限を市に移譲する」ことが明記された。そして、平成21年の農地法改正の際、附則第19条第4項において、政府は改正法施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用の事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>本県はこれまで、「神奈川県土地利用調整条例」を制定・運用するなど、市街化調整区域などにおける開発は抑制し、県土の保全と秩序ある利用の確保に努めてきた。また、県として、農地転用手続きについても、これまでの確に運用してきており、現在2ha超の大臣が関与・許可する農地の転用手続きについて、知事に権限を移譲したとしても特段の支障があるとは考えられない。</p> <p>さらに、本県では、平成18年度から、横須賀市に農地転用許可等の権限を事務処理特例条例に基づき移譲し、地方自治進展の取組も先駆的に行ってきた。こうした本県のこれまでの取組の実績を踏まえ、本特区においてロボット関連産業の集積を図るために産業適地を速やかに創出していく必要があることから、特区のエリアにおいて、農地転用に係る大臣の権限を知事に移譲していただきたい。</p> <p>特区において、今後、産業用地の創出を具体的に予定しているのは、特区エリア内の11箇所の工業系特定保留区域及び3箇所の一般保留である。このうち、工業系特定保留区域については、既に全部又は一部が市街化編入済みの3箇所を除く、残り8箇所の区域で、土地区画整理事業等による整備を予定している。しかし、地価の下落等により地権者の合意形成が難航するなどして、整備が遅れている。</p> <p>そこで、市街化編入前に、地区計画や開発許可の手法で産業用地を創出していくことも必要となっている。</p> <p>特区エリアの9市2町の農用地面積の合計は10,138haであるが、このうち、8箇所の工業系特定保留区域に含まれる農用地の面積は合計121.8haであり、この面積が今後、農地転用許可を受ける必要がある最大面積である。</p> <p>8箇所の区域にそれぞれ含まれる農用地面積は、3.2～47.9haであり、現行制度では、いずれも大臣の関与・許可の対象であるが、これを知事の許可事項とすることによって、事務の効率化を図ることができるようになる。</p> <p>なお、本県が課題と認識している時間的コストとは、本来、知事が実施可能な許可事務について、現行制度では、大臣権限とし、または大臣への協議を要する事項として、別途事務処理が必要とされていること自体を指しているものである。</p>	<p>農林水産省より対応しないとの見解が示されているが、自治体は、農地転用を受ける面積が小規模であること、保留区域であること等を理由に実現可能と判断しており、農林水産省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は現行制度における具体的な支障を示すこと。</p>
			C	<p>農水省の回答の前段については、承知している。</p> <p>しかし、本県では、平成26年度のさがみ縦貫道路の全線開通を見据えて、本特区エリアにロボット関連産業をはじめとする多くの製造業の集積を行い、地域経済の活性化を目指していくことにしているが、既存の市街化区域にはまとまった産業用地が確保できない状況である。</p> <p>そこで、将来は市街化を予定している特区エリア内にある工業系特定保留区域及び一般保留を活用して、市街化編入前に農地転用を行うことで、速やかに産業適地の創出をしていくことが必要となっている。</p> <p>しかし、2haを超える農地転用許可については大臣協議が必要であり、また、4haを超える場合は、大臣許可となるため、実際の事務においては、大臣と知事の双方が関与することから手続きに時間を要している。よって、国において特区を指定した趣旨に鑑み、特区エリア内にある工業系特定保留区域等における農地転用に限って大臣協議を廃止し、大臣の許可権限を知事へ移譲するよう引き続き要請する。</p> <p>なお、平成21年の改正農地法附則第19条第4項の規定を具体化する際には、平成20年5月の地方分権改革推進委員会第1次勧告の趣旨を踏まえ、「農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する」(第1次勧告)という方向で検討すべきと考える。</p>	<p>農林水産省より対応しないとの見解が示されているが、自治体は、すみやかな産業適地の創出が必要であるとして、特区エリア内における工業系特定保留区域等に限った権限移譲を求めており、合意が得られなかった。要望の実現に向けて、自治体は特区のプロジェクトにおける権限移譲の必要性や、優良農地の確保に対する見解について更に具体化を行うことが必要である。それを踏まえ、農林水産省は改めて検討を行うこと。</p>
さがみロボット産業特区	農地転用に係る国の関与の廃止	3035	C	<p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告においては、「農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する。都道府県の許可権限を市に移譲する」ことが明記された。そして、平成21年の農地法改正の際、附則第19条第4項において、政府は改正法施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用の事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>本県はこれまで、「神奈川県土地利用調整条例」を制定・運用するなど、市街化調整区域などにおける開発は抑制し、県土の保全と秩序ある利用の確保に努めてきた。また、県として、農地転用手続きについても、これまでの確に運用してきており、現在2ha超の大臣が関与・許可する農地の転用手続きについて、知事に権限を移譲したとしても特段の支障があるとは考えられない。</p> <p>さらに、本県では、平成18年度から、横須賀市に農地転用許可等の権限を事務処理特例条例に基づき移譲し、地方自治進展の取組も先駆的に行ってきた。こうした本県のこれまでの取組の実績を踏まえ、本特区においてロボット関連産業の集積を図るために産業適地を速やかに創出していく必要があることから、特区のエリアにおいて、農地転用に係る大臣の権限を知事に移譲していただきたい。</p> <p>特区において、今後、産業用地の創出を具体的に予定しているのは、特区エリア内の11箇所の工業系特定保留区域及び3箇所の一般保留である。このうち、工業系特定保留区域については、既に全部又は一部が市街化編入済みの3箇所を除く、残り8箇所の区域で、土地区画整理事業等による整備を予定している。しかし、地価の下落等により地権者の合意形成が難航するなどして、整備が遅れている。</p> <p>そこで、市街化編入前に、地区計画や開発許可の手法で産業用地を創出していくことも必要となっている。</p> <p>特区エリアの9市2町の農用地面積の合計は10,138haであるが、このうち、8箇所の工業系特定保留区域に含まれる農用地の面積は合計121.8haであり、この面積が今後、農地転用許可を受ける必要がある最大面積である。</p> <p>8箇所の区域にそれぞれ含まれる農用地面積は、3.2～47.9haであり、現行制度では、いずれも大臣の関与・許可の対象であるが、これを知事の許可事項とすることによって、事務の効率化を図ることができるようになる。</p> <p>なお、本県が課題と認識している時間的コストとは、本来、知事が実施可能な許可事務について、現行制度では、大臣権限とし、または大臣への協議を要する事項として、別途事務処理が必要とされていること自体を指しているものである。</p>	<p>農林水産省より対応しないとの見解が示されているが、自治体は、農地転用を受ける面積が小規模であること、保留区域であること等を理由に実現可能と判断しており、農林水産省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は現行制度における具体的な支障を示すこと。</p>
			C	<p>農水省の回答の前段については、承知している。</p> <p>しかし、本県では、平成26年度のさがみ縦貫道路の全線開通を見据えて、本特区エリアにロボット関連産業をはじめとする多くの製造業の集積を行い、地域経済の活性化を目指していくことにしているが、既存の市街化区域にはまとまった産業用地が確保できない状況である。</p> <p>そこで、将来は市街化を予定している特区エリア内にある工業系特定保留区域及び一般保留を活用して、市街化編入前に農地転用を行うことで、速やかに産業適地の創出をしていくことが必要となっている。</p> <p>しかし、2haを超える農地転用許可については大臣協議が必要であり、また、4haを超える場合は、大臣許可となるため、実際の事務においては、大臣と知事の双方が関与することから手続きに時間を要している。よって、国において特区を指定した趣旨に鑑み、特区エリア内にある工業系特定保留区域等における農地転用に限って大臣協議を廃止し、大臣の許可権限を知事へ移譲するよう引き続き要請する。</p> <p>なお、平成21年の改正農地法附則第19条第4項の規定を具体化する際には、平成20年5月の地方分権改革推進委員会第1次勧告の趣旨を踏まえ、「農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する」(第1次勧告)という方向で検討すべきと考える。</p>	<p>農林水産省より対応しないとの見解が示されているが、自治体は、すみやかな産業適地の創出が必要であるとして、特区エリア内における工業系特定保留区域等に限った協議の廃止を求めており、合意が得られなかった。要望の実現に向けて、自治体は特区のプロジェクトにおける協議廃止の必要性や、優良農地の確保に対する見解について更に具体化を行うことが必要である。それを踏まえ、農林水産省は改めて検討を行うこと。</p>

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
さがみロボッ ト産業特区	区域区分等 に関する都市計 画と農林漁業と の調整措置に 係る基準の明 確化	3036	<p>国土交通大臣(又は、委任を受けた地方整備局長等)と農林水産大臣(又は、委任を受けた地方農政局長等)が連携して予め明確な判断基準を策定しておくことで、調整資料の精度向上を図り、迅速な手続きと地方公共団体が主体となったまちづくりを実現する。</p> <p>なお、都道府県・市町村等が作成する資料の精度が向上することは、国の関係省庁に与えるメリットも大きく、また、基準の明確化は、都道府県等の自治事務である都市計画制度の運用を自らの責任によって主体的かつ自主的に取り組む上で有効である。また、省庁意見にある「都市計画運用指針」及び「都市計画と農林漁業との調整措置について」の存在は承知しているが、今回の提案は、より明確・詳細な判断基準の策定を求めるものである。</p>	<p>生活支援ロボットの実用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やし実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の時間的コストを低減し、企業立地を進める必要がある。</p> <p>しかし、都市計画法第23条第1項により国土交通大臣が都道府県の都市計画決定等への同意等を行う際には、農林水産大臣との協議が必要とされているが、この協議に先立ち、必要に応じて都道府県と地方農政局との間で事前調整を行うこととなっている。その際、国の判断基準が明確に示されていないため、判断の基礎となる資料の的確な作成・提出が困難であり、手続きが長期化している。</p>	都市計画法第23条第1項 H14.11.1農振第1452号(農村振興局長通知)	農林水産省	農林水産省・農村計画課	「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成14年11月1日付け14農振第1452号農村振興局長通知)	D	—	—	<p>国土交通大臣は、都市計画と農林漁業との健全な調和を図る観点から、区域区分の変更等について都道府県に対し同意を行うに当たり、予め農林水産大臣に協議しなければならないこととされている。</p> <p>このため、農林水産大臣協議に係る調整の判断基準等について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成14年11月1日付け14農振第1452号農村振興局長通知)により、地方自治法に基づく技術的な助言として示している。</p>	<p>都市計画法第23条第1項の農林水産大臣協議に係る調整の判断基準や、判断の基礎となる資料については、都道府県に対して、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成14年11月1日付け14農振第1452号農村振興局長通知)により、地方自治法に基づく技術的な助言として示しており、本通知に示す基準に合致していれば問題ない。</p> <p>なお、調整手続きの迅速化については、農林水産省が実施している研修等において改めて周知徹底する。</p>	
									D	—	—			<p>地方農政局との調整の際には、県担当部局間の調整に用いられた資料の活用等により、負担軽減を図ってまいりたい。</p> <p>また、調整手続きの迅速化については、今後とも、更なる周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p>なお、市街化区域編入や特定保留地区の設定の際、農用地区域の代替地を要件としていない。</p>
さがみロボッ ト産業特区	市街化調整区 域に工場等が 立地する場合 の開発許可基 準の緩和	3037	<p>都市計画法第34条第7号においては、許可可能な開発行為が、既存の工場との密接な関連を有するものに限定されているが、対象地域を限定した上で、当該地域の実情等に応じた特定の産業に関連する事業の用に供する建築物について許可可能とする。研究所についても立地を促進するため、上記と同様の扱いを行う。</p> <p>なお、今回の提案は、市街化調整区域のうち将来産業用地となることが想定されている区域等において、総合特区のテーマに合致する産業に限定して開発行為を認めることを想定しているため、周辺の市街化を促進するものとはならない。</p> <p>また、「条例による区域指定や開発審査会の議を経ることなどにより」開発許可権者の判断で開発が可能との省庁意見については、開発審査会にも一定の手続期間を要するところ、今回の提案は特区内に限定してより迅速な実現を目指すものであ</p>	<p>生活支援ロボットの実用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やし実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の条件を緩和することにより、企業立地を進める必要がある。</p> <p>しかし、市街化調整区域を開発する場合の開発許可については、都市計画法第34条各号により制約が課されており、工場及び研究所の開発について、地域の実情や社会情勢の変化に即応できていない。</p>	都市計画法第34条第7号	国土交通省	国土交通省・都市計画課	都市計画法	D	—	—	<p>無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区域区分制度を担保するため、市街化調整区域において、許可を受けることができる開発行為を限定するため規定されたもの。</p>	<p>都市計画法第34条第7号に規定される「市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物」には、提案事項に係る工場(既存の工場と技術連携を行う工場等)は含まれません。</p> <p>一方、提案事項に係る工場及び研究所の開発行為については、市街化調整区域の開発であっても開発許可権者(都道府県知事、政令市、中核市、特例市又は地方自治法に基づく事務処理市町村の長)が、条例による区域指定や開発審査会の議を経ることなどにより、都市計画法第34条各号に適合すると判断すれば開発は可能であると考えられます。</p>	
さがみロボッ ト産業特区	市町村が地区 計画を定める 場合における 都道府県協議 の廃止	3038	<p>特区内の工業系用途地域や特定保留区域等における、地区計画の決定に限り、都道府県協議を廃止する。</p> <p>なお、都市計画法第19条第3項の協議に代わる措置として、地域協議会部会において県の土地利用方針等との整合性に関して確認を行うため、廃止に支障はない。</p>	<p>生活支援ロボットの実用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やし実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の時間的コストを低減し、企業立地を進める必要がある。</p> <p>特区においては、市町村が定める地区計画と都道府県決定の都市計画との整合性等を含む実質的な協議を、地域協議会部会において行うこととなるため、都市計画法第19条第3項の協議については当該部会で代替することが可能であり、手続きのさらなる円滑化・迅速化のためには、都道府県協議の廃止が必要である。</p>	都市計画法第19条第3項 H14.11.1農振第1452号(農村振興局長通知)第5章第3 2 地区計画と農林漁業との調整手続	国土交通省	国土交通省・都市計画課	都市計画法	E	—	—	<p>市町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事との協議は、同一の都市計画区域内で都道府県及び市の2つの主体が整合的に都市計画を定める必要に鑑みて規定されたものであり、その観点から、都道府県知事の協議を廃止することは困難です。</p> <p>一方、提案事項に係る地域協議会部会において、市町村が定める地区計画と県決定の都市計画との整合性等を含む実質的な協議が行われた場合には、都市計画法第19条第3項に基づく協議を受けた県において、手続の合理化を行うことは可能であると考えられます。</p>		

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
さがみロボット 産業特区	区域区分等に 関する都市計 画と農林漁業と の調整措置に 係る基準の明 確化	3036	c	都市計画と農林漁業の調整に係る判断基準や判断の基礎となる資料については、局長通知に示す基準に合致していれば問題ないとの国の見解である。しかし、実際の調整においては、局長通知に基づく「設定調書」の記述を裏付けるためにさまざまなデータ等を要求される場面があり、その際にクリアすべき明確な判断基準が示されていない。 そこで、各調整事項について、必要となる補足資料のリストや資料の精度に係る判断基準を都道府県に明確に提示していただきたい。 なお、判断基準が明確でないことを示すものとして、次の2点を例示する。 ・ 特定保留区域を設定する際の農林漁業調整において、区域内に調整措置第3章第1の1の(2)の①に該当する集团的農用地(白地)の一部を含んでいるような場合に、第3章第1の2の(2)の特例措置に該当する旨の検討以外に、区域外において農振農用地(青地)の設定を促す調整が行われている。 ・ 特定保留区域を市街化区域に編入する際の農林漁業調整において、土地区画整理事業の確実性を担保するため、進出ニーズのある企業の状況を確認している。その際、創出される工業用地面積に対する企業の敷地需要が何倍あるか ということが議論されるが、その必要倍率が明示されていない。 また、実務者協議の場では、農林水産省から農振農用地の代替地を要求することはないとの発言があったが、このことについて改めて確認させていただくとともに、この取扱いを徹底していただきたい。	農林水産省より要望は実現可能との見解が示されているが、自治体は根拠となる通知が不明確であることを理由に実現が不可能と判断していることから、農林水産省は自治体の提示した事例及び見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は具体的な代替案の提示を含めた検討を行うこと。	
			b	市街化区域編入や特定保留区域の設定の際に、代替地として農用地区域の設定を促すことはしないことや、それが要件ではないこと、さらに、資料作成の負担軽減や手続き迅速化の周知徹底が図られることについて確認できた。 については、農林漁業調整の際、調整をクリアするための水準や基準を示すことが可能な事項については、その判断基準を具体化し、示していただきたい。	都市計画と農林漁業との調整措置について、自治体が不明確と懸念する部分が、農林水産省からの回答により明確となり、自治体が了解しているため協議を終了する。ただし、自治体は判断基準の可能な限りの具体化を求めていることから、農林水産省は引き続き判断基準の具体化に努めること。	iii
さがみロボット 産業特区	市街化調整区 域に工場等が 立地する場合 の開発許可基 準の緩和	3037	d	本県の提案は、特区のエリアにおいて、ロボット関連産業の集積を図るために、地域の実情に応じた特定の産業に関連する事業の用に供する建築物について許可可能となるよう、都市計画法第34条に明記していただきたいという趣旨である。 そこで、国においては、上記の趣旨に沿った都市計画法改正の検討を引き続き行っていただきたい。 なお、許認可権者の判断で、工場・研究所の開発が可能であるため、次善の策として、今後、本県における県版特区の取組として、工業系特定保留区域等において、工場、研究所が立地可能となるよう県規制の緩和に向けた検討を進めていく。	国土交通省より要望は実現可能との見解が示されたが、自治体は法改正を引き続き要望するとともに、代替案の検討を行うとしている。自治体において協議の継続を希望していないため、自治体側が再検討を行うものとして協議を終了する。	v
さがみロボット 産業特区	市町村が地区 計画を定める 場合における 都道府県協議 の廃止	3038	a	特区の地域協議会部会において実質的協議が行われることで、法定協議の手続き合理化が可能であるとの国の見解が示されたので、今後、本県において県版特区の取組として、法定手続き合理化に向けた具体的方策の検討を進めていく。	要望の実現に向けて、自治体が法定手続きの合理化に向けた具体的方策の検討を行うことで合意したため、協議を終了する。	iii